

帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チーム
[相談員制度について]

議事録

平成26年7月3日

原子力規制委員会

(注:この議事録の発言内容については、発言者のチェックを受けたものではありません。)

帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チーム

[相談員制度について]

議事録

1. 日 時 平成26年7月3日(木) 15:00～17:24

2. 場 所 原子力規制委員会 13階会議室A

3. 出席者

原子力規制委員会 担当委員

中村 佳代子 原子力規制委員会委員

外部有識者

明石 真言 独立行政法人放射線医学総合研究所理事

春日 文子 国立医薬品食品衛生研究所安全情報部長

丹羽 太貫 福島県立医科大学放射線医学県民健康管理センター国際連携部門特命
教授

星 北斗 公益財団法人星総合病院理事長

原子力規制庁

森本 英香 次長

角田 英之 放射線対策・保障措置課長

荒木 真一 監視情報課長

内閣府

井上 博雄 原子力被災者生活支援チーム参事官

田村 厚雄 原子力被災者生活支援チーム参事官

復興庁

荒木 貴志 統括官付参事官補佐

環境省

桐生 康生 放射線健康管理担当参事官

関係自治体

半澤 隆宏 伊達市

笠原 康稔 福島市

平城 吉春 川俣町

玉根 幸恵 檜葉町

4. 議 題

相談員制度について

- 1) 内閣府原子力被災者生活支援チームの相談員制度に関する取組と現状について
- 2) 関係自治体の相談員制度に関する取組と現状について

5. 参考資料

- 参考 1 「相談員制度」の具体的な制度設計（案）
(内閣府原子力被災者生活支援チーム)
- 参考 2-1 相談員の活動を支援する拠点の整備 (環境省放射線健康管理担当)
- 参考 2-2 放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター だより
(環境省放射線健康管理担当)
- 資料 3 再生加速化交付金申請に係る福島市のプレゼン資料
(福島市健康福祉部放射線健康管理室)
- 資料 4 帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方
(原子力規制委員会)

議事

○森本次長 少し時間を過ぎておりますけれども、星先生が約30分、それから丹羽先生が5分ほど遅れるということでございますけれども、始めさせていただきたいと思います。

それでは、最初に中村委員のほうから御挨拶を申し上げます。

○中村委員 こんにちは。原子力規制委員の中村佳代子です。

昨年度のこの検討チームの会合では、「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」ということに対して、今日のはちょっと遅れていらっしゃる星先生、丹羽先生、そしてここにいらっしゃる春日先生、それから明石先生の貴重な御意見を頂戴してまとめることができました。この場を借りてお礼を申し上げます。

原対本部は、こうした提言規制委員会が出しました提言の内容を盛り込んで、各省が協

力して取り組む政策を取りまとめ、これに基づき、各省において復興が進みつつあります。

この提言にあります「相談員の制度」については、海外からも注目を集めておりますが、一方で、この制度は4月から実行に移りつつあります。その過程で、幾つか御意見をいただきたいと、支援チーム、正確に申し上げますと、内閣府原子力被災者生活支援チームから、いわゆる御相談を受けました。

こういう制度を一つ運用していく、実行していくについて、どういうふうに進めたら、どんな制度をとということでもいろいろ御相談を受けました。

この制度は、ここにいらっしゃいます、先ほど御紹介しました先生方の御意見を拝聴してまとめてきたものであり、できれば、先生方に生活支援チームの方々が、直接お目にかかって御意見を伺ったらどうですかというふうに申し上げました。

ただ、現時点での相談員の状態を御説明いただき、あるいは福島各市町村の方々にも現状を知っていただく、あるいはお役に立つ情報もあるのではないかと考えて、原子力規制委員会というのは、御覧のように、You Tubeを通して、いろんな方に見ていただく機会もありますので、この場をあえて提供させていただくことに決めました。

お忙しい先生方は、一堂に集まってくださることはめったにありません。この機会を有効に使って、この相談員の制度について、それこそ相談に乗っていただければというふうに考えています。

というわけですので、この会は、通常の検討チームのような形ではなく、何かを取りまとめたりとか、何かを一緒に総括するというようなものではありません。

この後、事務局のほうから提示がありますけれども、お手元にある資料もそれぞれが御用意してくださったものです。

ですから、今回は支援チーム、それから今日来ていただいた市町村の方々の御意見、御相談内容について、一つ一つ先生方がそれについてこうしたらいいんじゃないか、ああしたらいいんじゃないかということを書いていただくと、このYou Tubeを使って、いろんな方にも情報を発信することができると思います。

それが規制委員として一応御挨拶とさせていただきます。

では、これ以降は事務局のほうにお任せいたします。よろしく申し上げます。

○森本次長 ありがとうございます。

それでは、最初に資料の確認をさせていただきたいと思います。

お手元に帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チーム議事次第という1枚紙がござい

まして、その次でございますが、「相談員制度」の具体的な制度設計（案）、これは原子力被災者生活支援チームから出していただいた資料でございます。それが参考1。それから、4ページほどめくっていただきまして、参考2-1が、相談員の活動を支援する拠点の整備、これは環境省のほうから資料を出していただいております。それから、あわせて参考2-2、放射線リスクコミュニケーション相談員支援センターだよりというものを出していただいております。その次に、資料の参考3ですけれども、再生加速化交付金申請に係る福島市のプレゼン資料ということで、福島市のほうから資料を出していただいております。最後の資料参考4は、25年、昨年11月20日に原子力規制委員会ですしました帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方という資料でございます。

それにあわせて、本日、日程の調整で御欠席になりました森口先生から、昨日、資料をいただいております。番号は振っておりませんが、1枚紙で「平成26年7月2日提出」ということで、この意見をいただいております。中身は、検討チーム会合の検討内容についてということと、相談員制度についてということになってございます。

それでは、資料よろしゅうございましょうか。

それでは、最初に、内閣府原子力被災者生活支援チームから、相談員制度に関する現状や課題、あるいは相談員制度で実現を目指していること、あるいは有識者に助言を求めたいといったことについて御説明をお願いいたします。

○田村参事官 私、内閣府の原子力被災者生活支援チーム参事官をさせていただきます田村厚雄と申します。本日は、先生方のお忙しいお時間の中を御説明の機会を頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。

また、昨年11月には原子力規制委員会のほうで基本的考え方を取りまとめていただいております、それに当たりまして、検討チームの先生方におかれましても非常に御尽力いただきましたことにつきまして、改めてこの場をお借りいたしまして、御礼申し上げます。ありがとうございました。

そこで、右肩に参考1と書かせていただいている資料をお手元に配付させていただきます。相談員制度の具体的な制度設計（案）というタイトルでございます。こちらにつきましては、昨年11月に基本的考え方をお取りまとめいただきまして、その後、12月、年末に福島復興の加速に向けてということで閣議決定をさせていただいております。

そちらにおきまして、相談員の配置、御提言いただきました相談員につきましては、非常に重要な取組の一つとして位置づけられてございます。その後、予算措置といたしまし

でも、福島再生加速化交付金、こちらの基幹事業の一つといたしまして予算措置を講じていくということとしてございます。

そういった中、これまで我々支援チームにおきまして地元自治体の方々などに御説明しながら御相談を実施いたしまして、実現に向けて、実施に向けまして様々御相談をさせていただいてきたところです。

概ね相談員制度につきましては、高く御評価いただいているものだろうというふうにもどもとしては考えてございます。ただ、一方では、やはり相談員の具体的な役割であるとか、あるいは活動内容であるとか、そういったものを明らかにして欲しいというようなお声も多く頂戴してございます。そういった状況を踏まえまして、こちらに配付させていただきました資料につきましては、相談員制度の全体像であるとか、あるいは活動の取組の具体的なイメージであるとか、そういったものを市町村の方々と共有させていただきながら、地元にとって使いやすく、効果的な制度にしていきたいということで、改めて、この資料を作成いたしまして、自治体の方々と今相談をしているところでございます。

本日は、こちらの制度設計のほうを、私どものほうから御説明させていただきながら、もともと元来、相談員制度の御提言をいただいた専門家の方々の御指摘であるとか、あるいは御意見であるとか、そういった御助言を頂戴したいということで、私どものほうから原子規制庁のほうへ開催のお願いをしたというような次第でございます。

そこで、こちらの具体的な制度設計、参考資料1に基づきまして、これまで私どもとして考えてございます相談員制度、こちらの全体像をお示しさせていただきながら、お気づきの点がございましたら、御助言いただければ幸いに存じ上げます。

それでは、資料の御説明のほうに移らせていただきます。参考1でございます。

一番初めには、先ほど来申し上げました、これまでの経緯というのを書かせていただいております。

例えば、二つ目の丸のところには、これまで色々各市さん、懸命なその取組の中で、健康相談会であるとか、あるいは小規模な会合の開催であるとか、あるいは訪問しながらの相談であるとか、色々な取組をやられてらっしゃっているという経緯がございます。そういった取組を継続的あるいは持続可能な取組として、ぜひとも支援して欲しいというお声も頂戴してございます。そういった中、昨年11月には、基本的考え方、それから昨年末には、福島復興の加速に向けてという形で、国、政府といたしましても、相談員制度というものにしっかりと取り組んでいくという方針を決めさせていただいたところでございます。

さらには、予算措置につきましては、先ほど来申し上げたところでございますが、福島再生加速化交付金、こちらにつきまして、相談員の育成配置事業というものをしっかりと位置づけまして、予算的な措置も講じているというところでございます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、2ページ目でございますが、これまで地元の方々と色々な御意見を交わさせていただいた中で、色々なお声をお聞きしてございます。そこを簡単にまとめたのが真ん中ほどの表にございまして、地元の方々のお声として、やはり相談員の具体的な役割、これを明確にして欲しいということ、あるいは2番目でございますが、放射線関連は非常に難しい世界でございますので、専門家でないとそれは難しいのではないかというお声、あるいは交付金自体が、地元が柔軟に活用できるように工夫して欲しいというお声があったりとか、あるいは活動自身が継続的に改善されるであるとか、活動で得られた知見がしっかりと広く共有されるような仕組みというものが欲しいというお声、それぞれ色々なお声を頂戴してございます。

そういったお声を書き物の中で制度設計として書かせていただいているというのが次のページからの具体的な制度設計（案）となっているというところでございます。

そこで、3ページ目でございますが、相談員制度の具体的な制度設計というところで文書として書き表させていただきながら、全体像をイメージしていただくということを目的にまとめさせていただいているところでございます。

まず、一番初めは、その大前提といたしましては、最初の丸に書いてございますとおり、こちらの相談員というものは、地域毎に、住民の方々とともに、住民の自発的な活動を支援するということがまず重要であるというふうに考えているというところでございます。それから、二つ目の丸でございますけれども、地元の実情を踏まえた、地元にとって使いやすく効果的な制度、これが基本であるというところでございます。そういう基本的な考え方のもとにそれぞれの具体的な制度設計というものは、こうあるべきというふうに私どもとして考えている内容が以下でございます。

3-1につきましては、交付対象地域、福島再生加速化交付金の対象地域たるところにつきましては、12市町村はもちろんのこと、その他の浜通り・中通り、こちらは放射線不安等に広く応えるために、復興対象地域としてはそういった形での12市町村以外も含めた市町村を対象に交付金の交付対象としているというところでございます。

それから、次は体制の整備の関係でございます。

やはり各市町村さんが、どういうふうに相談員を使っていくか、相談員制度を活用して

いくか、こちらにつきましては、各市町村が作成する事業計画に基づいて、例えば、配置時期であるとか、誰に担わせるであるとか、あるいはその役割は何なのかとか、あるいは活動はどのようなかということにつきましては、そういった各市町村さんごとに作成される事業計画に基づくものという位置づけのもと、ただし、国は求めに応じまして、相談員体制の整備に協力するというような姿勢で考えていきたいというふうに考えてございます。

それから、3-3でございますが、相談員の役割、期待される役割といたしましては、例えば、個人線量の把握それから理解であるとか、それに着目した被ばく低減対策、そういった活動を通じまして住民の自発的な活動を支援するというのが一つとして期待されようかと考えてございます。

それから、その下の生活再建あるいは生活設計といった帰還した地域の生活環境の向上に資するための取組、こういったものも同様に、一番最後に書いてございますとおり、その相談としてワンストップで対応するようなそういう体制を構築し、相談員はそれに応じていくということが、非常に期待されるのではないかとこのように考えてございます。

そのために、3-3の二つ目に書いてございますとおり、各地域で中長期的に継続して活動する、それから、何はともあれ、地域住民の方々との信頼関係を形成しながら、行政であるとか、あるいは専門家の方々の橋渡しとなるような方、そういった方がこの役割として期待されるというふうに考えてございます。

それから、1枚おめくりいただきますと、4ページ目でございますが、3-4、相談員の具体的な活動内容というのをまとめさせていただいてございます。やはり地域の実情であるとか、あるいは相談員の方々もいろんな御知見あるいは御経験を持っていらっしゃる方々それぞれいらっしゃると思います。そういった方々に応じて活動内容は設定するということが基本であろうかというふうに考えてございます。

二つ目に、例えばということで、具体的な例として書かせていただいておりますが、放射線であれば測定すること、それから丁寧な説明を行うこと、それから住民の方々の関心であるとか、御要望であるとかの聞き取りをしっかりと行うこと、それから、それに対する対応策、例えば、コミュニティ単位で実施すべきプロジェクトなどなど、そういったものを検討すること、それから最後、継続的な改善として、例えば、ほかの相談員の方々、あるいはほかの市町村の方々との連携、あるいは情報共有を行いながら相談員活動の継続的な改善につなげていくということも非常に期待されるというふうに考えてございます。

そういったその中で、やはり3番目の丸に書いてございますが、地元の方々は柔軟に活用

いただくということを考えますと、国といたしましては、市町村からの求めに応じて、以下のように対応する方針ということが適切ではないかというふうに考えてございます。

これは二つの例が考えられるかと思えます。すなわち一番最初の事例が既にいわゆる一定の取組を実施している地域、こういったところにおきましては、従来の知見の蓄積であるとか、ノウハウであるとか、そういったつながりを生かして、現行の枠組みが持続可能となるよう支援するということが重要ではないかというふうに考えてございます。

それから、もう一方では、これから実施を検討する地域、こちらにつきましては、何はともあれ、地元との信頼関係の構築、これを最優先に支援を行っていくということが方針として挙げられようかというふうに考えてございます。

ちなみに、その下の括弧のところの、例えば2番目のところでございますが、福島再生加速化交付金につきましては、そういった柔軟活用を実施可能とするために相談員の人件費ばかりではなくて、専門家による研修であるとか、あるいは各市町村さん内の事務所の借上費であるとか、あるいは調査研究等々の費用、こういったものも交付対象とさせていただいてございます。

さらには、もう少しこのプロジェクトの規模が大きくなるということであれば、相談員育成・配置事業のほかにも個人線量管理・線量低減支援技術などのメニューが用意されているので、そちらの活用も可能というような形での制度設計となっているということもございます。

それから、5ページ目でございますが、5ページ目には、相談員の構成というものを書かせていただいております。例えば、お一方、統括の方がいらっしゃる、あるいは専門知識を有する人がいたりとか、あるいは現場で活動を行う人、こういった方々がそれぞれ相談員として想定されるということでございますが、こういったものを組み合わせたりとかしながら、しかも、雇用形態といたしましても、常勤や非常勤こういった組み合わせによって、それぞれ相談員の方々が役割分担しながら、指揮命令系統を構築して業務を遂行すると、いわゆるお一方が全てを受け止めるということではなくて、これは御提言の中でも頂戴してございますが、そのチーム制というか、そういう複数名で色々と住民の方々の御不安に対応するというような体制が期待されるのではないかということが書いてございます。

それから、最後の丸でございますけれども、なお書きのところでございますが、例えば、そういう今まで申し上げたような、色々な一連の取組というものが、最終的に実効性を持

ってワークするということが非常に理想的であるというふうには考えてございますが、やはり活動の当初におきましては一部のみで実施するということが想定されるかというふうには考えてございます。そういったものにつきましても、交付金でしっかりと支援していきたいというふうには考えてございます。

それから、3-5は、相談員の担い手を書かせていただいております。やはり相談員の方の担い手といたしましては、住民の方々の御関心であるとか御要望、こういったところに直接に向き合いながら、さまざまな活動の中心的な役割を担っていただくということが非常に重要ではないかというふうには考えてございます。

そういった相談員の方々の担い手といたしまして、やはり人材といたしましては、しっかり関心・要望を取りまとめことができる、それから行政専門家に適切につなぐような、橋渡しができるような人材の方、そういった方々が複数名でチームを構成しながら活動をしていくということが考えられるかというふうには考えてございます。

具体的には、2番目に書かせてございますが、自治会の代表者さんであるとか、あるいは自治体の職員さん、あるいはOBの方、あるいは保健医療福祉関係者の方、行政区長さんであるとか、教職員さんであるとか、そういう住民の方と顔の見える関係の方々、そういった方々が信頼関係を構築しながら活動を行っていくということが想定されるのではないかとこのように考えてございます。

さらに、後段部分の、また書き以降で書いてございますが、例えば、事業を継続的に遂行する知見、経験を有する民間事業者さんであるとか、あるいはNPOさんであるとか、そういったところの委託事業として実施することも想定され、この交付金のほうではしっかりそういったものを支えられるように制度運用をしていきたいというふうには考えてございます。

それから、さらには相談員の資格という面からでございますが、その部分につきましては、何か専門性を持っていなければいけませんという制度ではないというふうには考えてございます。ただ、その部分で、放射線不安にお答えする最低限必要となるような基礎的な知識につきましては、国が必要に応じて相談員が研修を受けられるような等々の環境整備は行っていくというような形で、しっかりと相談員の方の人材育成的なところにつきましても、支えていきたいというふうには考えてございます。

さらに、最後、書いてございますが、国といたしましても、住民の方々とともに考えるというような専門家を紹介する取組も検討していきたいというふうには考えてございます。

それから、5ページ目の下の部分でございますが、配置時期になりますけれども、こちらにつきましても、各市町村さんのほうで必要と判断される時期とするということとしたいというふうに考えてございます。

それから、最後6ページ目でございます。その他といたしまして、各市町村は必要に応じ、住民の方々から提案を求め、相談員の活動の改善につなげていくことが推奨されようかというふうに考えてございます。

国としまして、各市町村における活動の改善を支援するという、それからその改善の結果につきまして、各市町村さんとしっかり共有を図る、全体としても制度の充実に努めていきたいというふうに考えてございます。

最後、相談制度について何らかの御質問があれば、原子力被災者生活支援チームのほうで、いつでも承るということにしてございます。すなわち、こちらの相談員制度を運用する予算としましては、交付金という制度でございますけれども、そこは市町村さんにお任せするというのではなくて、国がしっかりと実施に向けた体制整備について御支援していくというような方針でございます。

それから、最後に、相談員さんだけでは解決が困難な課題というの、どうしても現場現場では出てくると思います。そういった場合については、国がしっかりと支援していくという仕組みを御用意させていただきながら、相談員制度全体をよりよい仕組みとしていくということ、国としてしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

私からの御説明は以上でございます。

○森本次長 ありがとうございます。

また後ほど有識者の方にどういう知恵をいただきたいかというのは、また言っていただければというふうに思います。

引き続き、環境保健部、それから自治体から御説明いただきたいと思いますが、ここで何か御質問があれば、いかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

(なし)

○森本次長 引き続き、環境保健部のほうから御説明をお願いいたします。

○桐生参事官 環境省環境保健部でございます。

私のほうから参考資料の2-1に基づきまして、相談員の活動を支援する拠点について御説明させていただきたいと思います。

先ほど、支援チームの田村参事官から御説明があった、相談員について説明がありまし

たけれども、それを支援する体制ということでつながっているものとして捉えていただければというふうに思っております。参考資料の2-1と、あともう1枚、2-2とございますが、まず2-1から御説明させていただきます。

相談員の活動を支援する拠点の整備ということで、これにつきましては、若干田村参事官の説明と重複するところもございますけれども、昨年11月に原子力規制委員会にてまとめていただいた、帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的な考え方、また、それを受けて、12月に閣議決定されました原子力災害からの福島の復興加速に向けて、その内容をこの資料にまとめさせていただいたものでございます。

この帰還を選択する住民を支援するために、関係省庁が連携して拠点を整備するというふうになってございます。関係省庁、具体的に規制庁に御相談させていただきながら、また復興庁、支援チーム、そういった関係省庁と相談、連携して拠点の整備を進めてきたところでございます。

また、この拠点につきましては、相談員だけでは解決が困難な課題、放射線による健康不安等も含めて幅広いニーズにワンストップで対処すると、市町村だけでは解決が困難な専門的な課題に対応できる、支援できる仕組み、そういったものを構築を目指してきたところでございます。

具体的な機能といたしましては、この下にございますように、支援するための専門家のネットワークの構築とか、また放射線の知識に関する研修ができる体制、また、個人線量計の結果等の継続的な把握、さらには、いろいろな相談体制の整備、そして、そういう相談員と連携して自主的に市町村の住民の方々が取り組む活動に対して専門的な知見等を提供していくと、そういったことが求められているというふうに理解しているところでございます。

それを受けまして、関係省庁と連携して、参考資料の2-2でございますけれども、環境省の事業という形で、放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター、そういったものを5月下旬に開設させていただいたところでございます。これがそのセンターのたよりという形の資料でございますけれども、先ほどの資料2-1に示されているような具体的な機能を担うセンターとして開設したところでございます。

裏のページを見ていただきますと、重複になりますけれども、拠点の活動や業務紹介ということで、相談窓口や研修会の開催、そういったことができるような事業展開としております。

このセンターの場所につきましては、最後にございますように、いわき市の駅からちょっと離れたところにございますけれども、ここにセンターを置いて、今後の相談員の活動を支援していくということで考えているところでございます。

以上でございます。

○森本次長 ありがとうございます。

それでは、今日は、伊達市、それから福島市から来ていただいておりますので、この相談員制度というものについて何を期待されるかとか、あるいはこういうことが課題だとかですね、自治体の立場から御説明いただければありがたいと思います。

伊達市のほうからよろしく願いいたします。

○半澤氏（伊達市） それでは、どういったことに対して期待をしているかとか、相談員制度としての枠組みということですけども、今もといいますか、この相談員制度が出てきたときにも、新しい制度でこれから始まるみたいなイメージがあるんですけども、そういった捉え方はこちらではしていませんで、もう本当にやっとなんか来たかというぐらいの感じで、今まで取り組んできたことであるなという感じがしています。ですから、何か相談員を委嘱して、その人に対して、何かあれば相談に応じるというようなイメージは、そこはありませんで、今までやってきたリスクコミュニケーションのグレードアップかなというような認識をしています。

我々、今までもやってきておりますので、そういったことを拡充するといえますか、補填していただくというようなイメージを持っています。

今まで本当に住民の方と接してきていましてやってきたこと、例えば相談員制度というのと、何か相談に来てねという感じなんですけど、それだとやっぱりちょっとハードルは高いんじゃないかなというふうに感じているんですね。やはり、こちらから出かけていかなとなかなか住民の方の声、拾いにくいということですので、うちのほうは、特定避難勧奨地点などが設定されましたので、そういったところには、こちらのほうから出かけて行って、住民の方の声を聞いてやってきています。そういったことを拡充したい。

それで、今平成26年なんですけど、実は23年からなんです。3年たっているんです。今の需要と当時の需要とは違うなというふうにすごく感じるんですよ。当時のほうは、ここにもありますように、だから、こう言うてはなんですけど、この制度はちょっと遅れているぞという感じがするんですね。放射線専門家の、いわゆる放射線に対する不安であるとか、そういったものは一通り払拭しつつあるんですね。

今、何が問題かというのは、そういったことに対する辟易した感であるとか、そういったものはもうある程度の知識を住民の人も得ていますので、それから伴う、何というんでしょう、疲れているといいますか、そういったことに対する、あと生活感ということに対する相談なんだと思うんですね。

ですから、どちらかという、放射線に対する説明を改めて今こうしてくれとかいう需要は、ほぼないのではないかとこのように思っております。

ですから、そういったところで今やっているのは、そういった放射線に対する知識とか、そういったことを深めるとかではなくて、皆さんのストレスであるとか、我慢等で疲れているという状況を解きほぐしていくであるとか、そういったことなんだと思うんです。

ですから、その中では、いわゆるここにも書いてありますけれども、専門性、何かの資格が必要かということは、全くないんだと思うんですね。

それは、その人のこう言うては何なんですけれども、俗人的などといいますか、俗人的な魅力という、ちょっと言葉が何なんです、そういったことになってくるのではないかとこのように思います。

実際、住民とキャッチボールをしまして、23年当時はそういった放射線防護とか、講演が多かったんですけれども、今は住民のほうからそうではなくて、ストレスを改善するためのリラクゼーションであるとか、ヨガも含めたそういった体を動かすであるとか、そういったことが求められていますので、そういったものに転換してきております。ですから、そういったものやっていくということが大切というふうに思っています。

それから、県外避難者に対しましてもいろんな面で、もちろん放射線の不安というものもありますけれども、それ以外の生活、本当に3年たっていますので、高校生なんかは本当に大学、就職という新しい道にもう踏み出しているんですね。そういった中での支える相談員の役割というのは、どういうことなのかということと、今本当に、四、五歳以下の子どもは、もう今は避難先がふるさとなんです。もちろん3歳の子どもはもちろんですけど、四、五歳の子どももそこがふるさとになっているんですね。それで、それを帰還をさせるということに関しては、物すごくストレスというかがかかると思うんですね。

ですから、そういった面も配慮しながら、これは本当にここにも書いてありますけれども、帰還を望む方、中心の相談ですけれども、帰還をさせるためのものだけではないということで、ほかのものと組み合わせをしてほかの、もちろん移住といいますか、そういったものも含めた中で拡充していくべきものだというふうに考えています。

そんな中で市町村の個性と申しますか、やるべき今の立場立場が違うところですね、こちらの県北の福島市さんとか、うちとか、檜葉さんとかでは条件が違いますので、そういったところに合ったような形に制度設計をしていただきたいということと、あとこちらは受ける立場なんですけれども、なかなか交付金といえども何か細かいことということもありまして、交付金という名の補助何とか金じゃないのかという感じがしないわけでもないものですから。どうしても、これもわかるんですけれども、国もそう、我々もそうなんですけど、どうしてもかちっと制度設計をして何らかの成果を求めるということで、それに対して完璧にして、それからやりたいということがありますが、そうではなくて、やはり住民との間ですので、交付金の中身もやっていく中で変わっていてもいいんじゃないのかなというふうに思いますので、そういったところをきちっとしていただければ幸いかなというふうに思っています。そんな中でやっていただくことが必要かなというふうに感じています。

うちのほうでは、そういった形では、住民と近い中で、出かけて行って活動させていただいているとか、県外の避難者の方にも相談、地元のほうで息長くやってもらうことが必要なので、山形とか新潟のほうでそういったサロン事業をやっていますし、帰還してきた方々、帰還してきた方々のケアも非常に大切に、本当に避難して、そういった心の痛手と申しますか、そういったこともありますので、そういった方々を地元、コミュニティになじませるといった活動を今しております、そういった方々が逆に帰ってきたりして大丈夫なんだという人が、また、それが口コミで広がっていくということがありますので、そういったことをしております。

ですから、相談員制度のサポートとしては、国のほうの役割ですね、先ほどありましたけれども、自治体に任せっきりでだめなんですけれども、ある程度自治体のほうにも裁量権を渡しながら、そのバランス感覚が一番必要かなというふうに感じています。

あと後ほど、また何かありましたら、発言させていただきます。

○森本次長 ありがとうございます。

ちょっと質問させていただきたいと思います。その相談員制度というか、相談員になっていただいている方、その経緯というのは今どういうふうになっているんですか。

○半澤氏（伊達市） 相談員、簡単に言うと、相談員といっても簡単でなくて、やはり住民は顔の見える職員であるとか、そういった方々を信頼しますので、そういったところに入って行って、職員、保健師なり、そういったところなんです。ただ、人為的にも限界があり

ますので、例えば、県外の避難者にはこちらのほうで出向いて行っていただんですけども、それではなかなか対応できないということなので、新潟、山形とかにあるNPOとかに継続的な委託をしまして、そちらのほうで顔つなぎをしていただいて、そちらのほうで継続的に相談をしていただくというようなことをしております。

あと、地元のほうでは臨床心理士さんとかそういった方々のお力をいただきまして、そういった人にチームとして入っていただくことで、住民のほうの心理的なカンファレンスをしていただいているというような状況で、チームとして相談業務をさせていただいております。

○森本次長 ありがとうございます。

あと、よろしゅうございますか。

続いて、福島市のほうからよろしく願いいたします。

○笠原氏（福島市） 福島市の健康福祉部放射線健康管理室次長の笠原と申します。よろしく願いします。

資料の3のほうを御覧いただきたいと思います。

まず現状であります。私が所属しております福島市健康福祉部放射線健康管理室でございますが、23年10月に部内室として発足しまして、24年度から課制をとって単独で事業を開始しているところでございます。

市の組織の中で、東京電力福島第一原子力発電所事故後の放射線災害に対する健康管理を担当する部署として事業を行っているところでございます。その事業につきましては、主に三つの事業となっております。

まず一つ目ですが、ホールボディカウンタによる内部被ばく検査、こちらにつきましては、平成23年3月12日現在の全市民に対しまして検査を開始しまして、25年中に全市民に対する1回目の検査の案内を終了したところでございます。

18歳以下の子ども達に対する1回目の検査案内が24年度中に終了しましたことから、25年度以降につきましては、18歳以下の子ども達に対して2歳毎に2回目の検査を行っているところでございます。

26年4月末現在のホールボディカウンタの受検者総数ですが、市民の安全を担保する観点から、1回目の検査で検出限界値を超える値が出た方に対する再検査、また、18歳以下の子ども達に対する2回目の検査者を含む受検者総数が10万2,362名で、全員が預託実効線量1mSv未満となっている結果が出ております。

二つ目は、ガラスバッチや電子式積算線量計の貸し出しによる外部被ばく検査です。ガラスバッチ事業につきましては、平成23年度は妊婦及び15歳以下、24年度以降は15歳以下を対象に3ヶ月間測定してございます。この3ヶ月間の測定というのは、乳幼児等の測定の負担の軽減を図る意味で3ヶ月間としておりまして、年間積算線量は4倍して算出してございます。26年度は、その対象を全市民に拡大して行う予定でございます。昨日から検査の案内を発送しているところでございます。

3ヶ月間の積算線量平均値でございますが、23年度につきましては、0.26mSv、24年度は0.14mSv、25年度は0.11mSvという数値が出てございます。

またガラスバッチ事業に並行しまして、24年度以降は16歳以上の方に1週間を単位として電子式積算線量計の貸出し事業を併せて行っているところでございます。電子式積算線量計返却の際に、質問事項や相談事項を記入してもらいまして、保健師等が相談対応に当たっているところでございます。

裏面に行きまして、三つ目ですが、「放射線と市民の健康講座」の開催でございます。

震災後の住民に対して必要な時期に、放射線に関する正しい情報の提供がなかったために、放射線に対する健康不安、行政に対する不信感が増大する中、県内の各自治体が手さぐりで各種の施策を進めなければならない状況にあったと感じています。

このようなことから、福島市では、平成24年度から「放射線と市民の健康講座」を開催し、住民に対する正しい情報の提供に努めてきたところでございます。

25年度は、一般市民に対する講座のほかに、職域や事業所、小中学生の保護者、避難者、地域に出向いて行う出前講座等に加えまして、汚染土壌の仮置き場や食品の放射能測定所見学を行うとともに、電子式積算線量計で実際に外部被ばく線量を測ってみて講師の指導を受ける体験型の講座等、工夫を凝らしながら講座を開催しているところでございます。

26年度は、ホールボディカウンタやガラスバッチによる検査結果の見方や有効性などを医師により分かりやすく説明するなどの講座や講座終了後の相談対応に重きを置いた講座開催を予定し、また実施しているところでございます。

次に、課題であります、上記3事業を進めるにあたり、いまだかつてない低線量被ばくという放射線災害に対する心のケアを含めた相談対応については、現在保健師等が対応に当たっているところでありますが、負担感が大きい反面、どの事業とも住民に対する丁寧な説明や密な事後フォローが望まれているところでございます。

相談員制度の事業実施にあたっては、具体的な役割の明確化、また放射線に関連する知

識の習得、そして、放射線に特化した相談対応の難しさなどが考えられ、また、事業開始当初は、放射線健康管理室で行っております3事業に関連する相談対応等を主に担当してもらう予定としておりますが、今後は生活再建に対する支援なども関係機関等との連携を図りながら、今後の活動の広がりなど、期待とともに課題として考えられるところでございます。

最後に3枚目になりますが、相談員制度で実現したいことではありますが、まず、内部被ばく検査に関しましては、窓口での検査申し込み時の受け付けや事業の必要性・有効性の住民に対する説明、検査結果の見方に対する丁寧な説明、検出限界値を超えた方に対する再検査の案内、説明や現在保健師が行っている生活習慣改善等の指導などが想定されるところでございます。

外部被ばく検査に関しましては、窓口での検査申し込み時の受け付けや事業の必要性・有効性の住民に対する説明、検査結果の見方に対する丁寧な説明、積算線量が高い方に対する、先ほど電子式積算線量計の貸し出しのところで述べましたが、返却時の相談対応などを含む生活習慣改善の指導などが考えられます。

三つ目の「放射線と市民の健康講座」開催に関しましては、講座開催時の受け付け。講座終了後の相談対応、出前講座については医師によるものと職員によるものがございますが、当初は補助的な業務であっても、いずれ自分で地域に出向いて相談ができるようになることを期待しての講座開催。ホールボディカウンタやガラスバッチによる内部・外部被ばく検査結果に対する医師等による個別相談会の開催などでございます。

先ほども述べましたが、相談員制度事業開始当初は、放射線健康管理室で行っている3事業に関する相談等を主に担当してもらう予定でありますが、今後は、町内・町外を含む関係部署などと連携を図りながら、生活再建に対する支援なども行っていければと考えています。

また、福島市では、この事業を住民に対する丁寧な説明を実現する機会と捉えておりますので、26年度だけで終わらずに、27年度以降についても継続的に実施していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○森本次長 どうもありがとうございました。

これから先生方にいろいろ質問もしていただいて、御議論いただきたいと思うんですが、その前に、今福島市とそれから伊達市から御説明もあり、御要望もありましたので、それ

について対応はどういうふうと考えられるのかについて、ちょっとコメントいただければと思いますが。

○井上参事官 内閣府の被災者支援チームで参事官をやっております井上博雄と申します。いつも大変お世話になっております。

まず、伊達市からお話しいただいたことをごさいますけれども、半澤さんがおっしゃっておられたとおり、伊達市のようなコミュニティにおきましては、恐らく、ここで我々が制度を進めていこうと考えているような相談員制度というもの、あるいはそれが行われているもの、目指そうとしていることというのは、かなりの部分今まで既に実施されてきているということだと思っております。

むしろ我々も先生方の御指導をいただきながら、この制度をつくっていくという過程においては、例えば、伊達市さんとか、あるいは福島市さんとか、多くの自治体の先行事例を学ばせていただいて、むしろそういうところから学んで、これから考えていこうとか、もう少し強化していこうかという自治体の方々にもそういう動きが広がっていったらいいのではないかなという考え方でございます。

そういう意味では、本日、御説明しましたペーパーでも、自治体のほうを回らせていただくと、最初から放射線のプロを育成あるいは持ってきて、放射線の健康影響についてとにかく相談を受けるんだというイメージでお受けになる自治体の方々からすると、少し実態とは離れていて、なかなかちょっと違う気がするのだけれどということも多かったのですが、今回御説明したような制度設計の中にも書きましたとおり、自治体に応じて事情が違う、条件も違うので、それについて柔軟に、国が何か画一的なものを決めるのではなくて、自治体あるいは住民の方々と一緒に順々に作っていくという柔軟な枠組みがいいのではないかというふうに考えております。交付金なのでより使いやすくと、半澤さんおっしゃっておられましたけれども、できる限り、そういう意味では、地元の御事情に応じた使いやすい制度にしていきたいというふうに思っております。

それから、福島市さんがおっしゃいましたとおり、課題というところでは、相談員の具体的役割というのをどう明確化、あるいは定義していくかというのは非常に難しい悩みなのだと思います。我々の今日のペーパーにも書かせていただきまして、一応この我々のペーパーの2ページ目の表の一番上のところで、幾つか想定される相談員の方の活動内容というのは例示させていただいておりますけれども、こういうことでイメージはお互い明確化しながらも、これ全てをやらなきゃいけないというわけではないという形で対応して

いけたらいいと思っております。

また、場合によっては、自治体さんごとでありますけれども、相談というだけじゃなくて、あるいは半澤さんがおっしゃったように、もちろん受け身で聞いているだけじゃなくてですね、具体的なコミュニティ単位でのプロジェクトをですね、自発的に行政区、大字、小字なんかいろいろなことを考えてやってみたいということはこの相談員の方々が支援してくれるといいなという声がございます、そういったこともやっていけるような制度にしていきたいというふうに考えております。財政当局には、御了解をいただいておりますので、あとは個別具体的に一緒に作り込んでいけば、できるということになってきております。

それから、福島市さんの課題の②の放射線関連相談対応の困難さ、知識の習得というところでございますが、これはもちろん放射線だけじゃなくて、おっしゃっておられたとおり生活再建支援とさまざまな多様な課題があると、これにどうやって対応するのだというのは、非常に難しい課題だと思っておりますが、我々といたしましては、同じく2ページに書かせていただいているとおり、もう少し職員の方々の御指導のもとということだとは思いますが、場合によっては伊達市が県外でやっておられるとおり、知見、経験を持たれているNPOさんとか、あるいは民間の方々なんかにもお願いをしつつ、一人の相談員で全てをやるわけじゃなくて、相談員の人々がチームを組んで、得手を持ち寄ってやっていくという形でも取り組めるようにしたらいいのではないかというアイデアを、今回のペーパーにも盛り込ませていただいております。

他方で、今ある知見をそうやってうまく寄せ集めるというのはすごく大事なのだと思うのですが、他方で、やっぱり相談員だから地元の人じゃないとねという自治体の方がとても多いです、私もそうなのだと思います。そうだとすると、地元の方々ができるだけ放射線もそうだし、色々な生活再建支援策もそうなのですが、こんなことになっているのだなということ学んでいただく機能というのも大事だと思っております。

これについての御要望は、ほかの自治体からも大変強うございまして、今日、環境省さんのほうから拠点についての御説明がございましたけれども、こちらもこれから動いていくということでございますが、一体どうやってやっていくのかと、よく巷にあるような説明書だったら幾らでもあるのですけれども、僕もそれを読んでいけば済む仕事でもなくなってきていて、どうやってお一人お一人の悩みとか苦しみに寄り添った形で説明内容をかみ砕いてやっていくかというところも課題だと思います。ここについては、引き続き動か

しながら考えていくということかなと思います。

また、一部の自治体の方々からは、いい情報も悪い情報も巷にあふれているのですけれど、ネット社会で。やや、これ本当といったような実験データみたいなものがネットに公表されることがあります。僕らもプロじゃないので、問われると「いや、本当ですかね」というところは言えるのですが、実験室で反証実験をしているわけではないので、それは言えない部分があって、そうすると住民の方からしても、もうちょっとそれが違うというのだったら、一生懸命実験してくれとかいってもいいし、世界にいろんな学者がいるのだから、そういう声をもらってくると。要は、もう何かどこかにあるお題目の説明では、全然納得できないので、新しいコンテンツ自体をつくっていって欲しくないかという声もあります。これはとても高度な要望だとは思いますが、何かそういったこともやっていける余地があるのかどうかというのは、むしろ先生方とよく御相談していきたい課題だなというふうに感じております。

それから、③の関係機関等との連携、今後の活動の広がりはおっしゃるとおりで、もともこの検討チームでも御指摘いただいているのは、放射線の健康相談が大事なだけでなく、それだけじゃだめだよねと、いろんなことにワンストップで対応できるようにしてくださいという御指摘をいただいているので、我々もそれができるようにしていきたいと思いません。

ただ、放射線の知識も生活再建もみんなの知見を一人が集約することはほぼ不可能なので、繰り返しになりますが、先ほど申し上げたようなチームを組んでいくということが大事だろうと思いますし、また、先行事例でやっておられる方々で言うのですね、すごく頑張っておられるお医者さんとか、保健師さんとかおられるのですが、そのサポート体制が弱い場合が非常に多いです。ですから、そういうサポート体制の部分をむしろバックオフィスとして、こういう予算制度で支援をしていくということも可能な制度にしておりますので、住民の方々のフロントに立つ方だけじゃなくて、その裏方作業をやってフロントに立つ方がより多くの住民の方と接するような形にしていくと、そんなことも考えておりますが、それ以外にも、どんな形でこの福島市さんがおっしゃっておられる、今後の活動の広がりというのを担保していくか、そこはぜひ御議論もいただきたいですし、我々もやっていきたいと思っております。

それから、何点か関連してでございますけれども、ちょっと悩ましい課題として地元からも御相談を受けることが多いのは、一つ、個人線量データの取り扱いについてどう考え

ていくかという問題でございます。これ自体は今拝見しましたけれども、森口先生からもお叱りかたがたペーパーに書いてございましたけれども、我々のチームで至らないところが多々あるというお叱りだと思しますので、その点はまずもってお詫びを申し上げるとともに、個人線量データをどうしていくのかなというのは、すごく大事な課題なのだと思います。

学問的にどうこうというわけじゃなくて、地元のベースで言うと、例えば、個人線量計の配布とか収集というのは、地元から信頼される経験とか、知見を持っている、いわゆる相談員の方がやったらいいじゃないですかと、それは半澤さんのお話や福島市さんのお話でも期待される効果としてございましたので、こういうことをやるというのは、多分大方の合意が得られるし、あまり問題はないのだろうなど。

それから、放射線の健康影響みたいなことについて丁寧に説明をしていくということもお二人の御説明にあったとおり、相談員の方が担えたらいいし、担えるようなバックアップ体制を敷いていくということでもいいのだと思います。

ただ、ちょっと先の議論になるのかもしれないのですが、そうやって測られた個人線量データをどういうふうに、例えば無くさないようにしていくのかなとかいうのは、結構地元の自治体の方なんかは、そろそろ考え始めているところではあるのかなと思っています。焦っていく必要はないのですけれども、慎重に検討していくということを地元と一緒に考えていく課題なのかなというふうに思っております。

それから、もう一つは、相談員を担ってくださる人材の不足というのが、やはりシビアな現実としてはあると思います。先ほど申し上げたように、今ある方々でもいろんな知見を糾合するチームとか、官だけじゃなくて、民とか、NPOとかに集まっていたということだし、地元の方にも研修でもって、いろんな知見をやっていただくということだとは思いますが、それでもやっぱりどうしても足りない。いろんなレベルがあると思うのですが、例えば末続とか、例えば都路とか、例えば他県とか、それぞれの地域で、実は核になる方々がおられるのも事実でして、そういう核がないところは、その核から立ち上げなきゃいけないというのは、結構大変だと思います。川内村でも、長崎大学が一生懸命やっておられますし、そのバックアップのもとで、折田保健師さんが活動しているというところもあるのでですね。

そういういろんなレベルの方々が必要なのだと思うのですが、どのレベルの核を確立していくのかということについては、もしかしたら、さっき申し上げたような、糾合

したり、育っていったりだけでは足りない部分があるのかもしれない。そういうところは、恐らく地元の自治体さんからすると、ちょっとそこは俺たちの手に負えないぞと。それぞれ立派でして、今日も来られている川俣町さんと近畿大学がオール近大で徹底的にサポートされていますし、それぞれの専門機関とのあれを、我々国も後手に回ったものですかから誠に申し訳なかったのですけれど、それぞれで培われているところはあるのですけれど、これからもっと培っていかなきゃというところがあるとすると、そういう人材の不足というのをどういうふうにやっていくのかなというところはあるかと思っております。

あと最後になりますけれども、やっぱり自治体の状況がそれぞれまちまちで、うまくいっていることもあれば失敗したこともあると、それぞれおっしゃっていて、そういう意味では、各自自治体だけでその知見を終えるのではなくて、いい取組であればそれをいい取組だねと。もう少しおれたちこういうところは失敗したなというところについては、こうすればよかったのではないかな。それを別に、何というのですかね、例えば、こういう場みたいところで公で議論をしながら、今日、中村先生おっしゃっていただいたとおり、公開の場でオープンにして、いいことも悪いことも広く学んでいくと。

そういうふうになると、自分の自治体だけで苦しまなくて済むし、個別の相談員候補みたいな人と話していても、何か孤立しちゃうのではないかとすごくみんな心配しているんですけど、それをいろんな自治体のそういう人たちと幅広く知見を共有したり、相談ができるようなネットワークができれば、それはものすごい学びになるという方も多いです。

相談員みたいな枠組みを定期的に確認したり、改善して行って、個別の自治体で頑張られる方々が、より頑張りやすい環境をつくる仕組みというのは、どういうものが必要なのかというのは多分、一つの課題でもあるのかなというふうに感じております。

ちょっと雑駁になりましたけれども、以上です。

○森本次長 ありがとうございます。

御紹介遅れましたけれども、先ほど発表していただきました、伊達市、福島市のほかに川俣から平城様、それから檜葉から玉根様が来ていただいております。ぜひ積極的に御質問などしていただければと思います。

それでは、先生方のほうからコメントをいただき、また、オープンに議論していただければいいと思いますけれども、まず、口火を切っていただくという意味で、福島にいらっしゃる星先生、丹羽先生から順番にお願いできますか。

○星理事長 はい、ありがとうございます。

今聞いていてですね、私も住民の一人であります、やっぱり自治体によって随分違うんだなというのを感じました。我が郡山市に関して言うと、子どものことを中心にどちらかというところと取り組んでいるというイメージがあってですね、帰還云々という話について言うと、残る人は残っているというような状況だと思います。

一つ私が気になったのは、避難をされている人が住んでいる場所というのが、非常に多岐にわたって、これは今日いらっしゃる方に聞いたほうがいいかもしれませんが、そのときに、その自治体と自治体の関係ですね、例えば、福島市に住んでいらっしゃる川内のお出身の方とか、例えばいたとすれば、それをどういうふうに捉えて、どんなふうに関力をして、サービスを提供していくのかというのは、これはもう最初からの課題で。その避難所回りが最初であり、そしてその後、仮設住宅回りがあって。しかし、仮設住宅にかたまっていてくれるわけでは必ずしもないんですね。

そうすると、だんだんと散らばっていってしまう、それに対するアプローチが減っていく、住民登録をしてくれれば、別の市ですね、例えば福島市に住民登録をし直せば、福島市のサービスが受けられるかもしれないけど、実は、見ると23年3月12日の住民登録をしている人が対象だということになると、さあどうするんだというようなこと。この問題をやっぱりもうちょっとしっかりと議論していかないと、手の届かない人たちが出てきてしまうのかなというのが、一つ心配なところです。

それともう一つは、これ県から、今日、来ていませんけども、実は県が26年度の事業として、医師会にこれは委託という形になってはいますけれども、福島県医師会が受けてですね、医師会の中での再教育といいますか、専門家をもう一回きちんと育てて、この相談の窓口の一人として、あるいは個別に相談会を開催するというようなことが事業化されています。

この事業化について、県の医師会の中で議論をしたときに、一つやっぱり不安だったこと、つまり震災直後は、私たちはいろんな知識の伝達の会をやりました。放射線の知識がなかった。これは自分自身が安心するというのが一つと、個別の診療の中で相対する患者さんからの不安、これは普段からの付き合いのある方です。ですから、その方に対する説明をするときに、自信を持って説明できるようにというレベルのものだった。しかし、今度は全くの第三者に、もしかすると相談に応じなければいけなかったり、あるいは非常にコンプレックスといいますか、非常に複雑で、かつ何とといいますかね、かなり悪意を持ったというところと変ですけども、非常に凝り固まったような人たちに対しても対応しなくちゃい

けないときに、やっぱり今までの知識で十分対応できるのかという不安もあるということで、県とも話をして、県はやっぱりそういう講習会のようなものも再度やろうと。そのためには、もう一回、今さらながらだけれども、そういうものをテキストみたいなものを含めてね、みんなが共有できるようなものにしておかないと、これから先の対応はできないだろう。

つまり個人的につながりがあった私の知っている患者さんに対する説明ではなくて、そうではない、そして、それも相談に来る人というのは、やっぱり相当違いがありまして、全然気にしていない人は全く気にしない。もうちょっと気にしてくれという人もいれば、やはりそのことを本当に気に病んでいる方がいる、そういう複雑で、非常に対極にあるような人たちに対する説明や相談というものは、非常に難しいことになってくるんだろうなと、医師の立場としてもそれを感じています。したがって、実は福島市なんかでは、県の事業と福島市の事業と、福島市医師会の事業とがうまくいっているんだと思います、ある程度。この間、お金の使い道というか、時期が問題になってちょっともめましたけども。

いずれにしても、そういうふうにできる自治体と、やっぱりそれがうまくかみ合わない自治体があるということと、先ほど冒頭に申し上げた、対象になっている人たちの住んでいる場所や、現に、もともとの出身の自治体によって非常にやりにくい人たちも、その対象になりにくい人たちも相当出ているということをやっぴり意識しながら、この制度設計を、単純に市町村という枠組みでないということ先ほどから何度もおっしゃっていますが、対象者のことを考えれば、やっぱり市町村の枠組みを超えてですね、もしかすると、圏内を超えた人たちも、これが存在、かなりいるわけですから、その方たちに対してどうなんだということを含めてですね、考えていかなければいけない課題だろうというふうに感じています。

遅きに失した感があるというような御発言がありましたが、そういう面もある一方で、やはり時間をかけて解きほぐさなければいけない問題というのが、これからもまだまだあるというふうにも感じていますので、ぜひとも自治体の皆さんにとっても、我々のような少し離れた市町村にいる者も、それから、これは会津が対象になっていませんけど、県の事業は会津も対象なんですけれども、会津の地域の人たちに対する説明や相談なども積極的にしていくことで。

もう一つだけ、結局、先ほどから何度も言っている、そういう相談の中身や、相談の何と申しますか、個別の事案など持ち寄れる場所や、共有できるというのは、やっぱりとて

も大事だと思うんですね。

ですから、そういう場面としてこの何とかセンターというのが、できたのを知らなかったんですけど、何とかセンターというのが、機能してくれると大変ありがたいのかなという思います。

相談員支援センター、そうっとできましたね。何か我々知らなかったんですけど、せめて知らせてくれてもよかったんじゃないのと思いますけどね。

ただ、こういうものをつくるというのは、ずっと前から聞いていましたので、そういう意味では、これが核となるのであれば、もっともつこの存在をPRするなり、活動を周知して、それを要は、活用してもらわなければ意味がないというふうに思いますので、桐生さん、よろしくお願いします。

○森本次長 引き続きでよろしゅうございますか、先生。

○丹羽特命教授 今、星先生がおっしゃった話というのは、もう既に各市町村の話聞いて、非常にヘテロだと、これはもう皆さんが持つ印象だと思うんですね。その上に、井上さんのお話を聞いて、さまざまな現場に入って、さまざまな状況を見ておられて、それにどのように対応するかということは、また、さまざまあるということ聞かせていただいたんです。

それで、星先生がおっしゃった中で、私もやっぱりすごくひっかかったのは、ここのリスクコミュニケーションの支援センター、これ私、去年のここでの議論をしていたときに、一番難しいのが、この相談員制度の上に置くシステムの制度設計というのが非常に難しい、相談員の方というのは、基本的に言えば、政府がジェネリックなルールとしてつくったものと、各個人の、非常にヘテロな個人の要求を何とかつなぐ役目、非常に難しい役目だと理解しておるんです。

それで、基本的に、この個人の要求とジェネリックなルールが絶対合致完全にするわけがないと思っていたので、制度設計大変だな。たしか4月か5月のときにこの話を、相談員の支援という話を聞いて、ちょっとびっくりしたんですが、既に、これがもういわきでシステムとして動き始めているからには、その制度設計というのが、どういう形でお考えになったかということは、やはりちょっと聞いておきたいなというふうに思っております。だから、それは質問として一つは出すこと。

それから、実際、この今のお話、全体聞いていて、コミュニティによってやはり必要なことが全て違う。そのときに基本になるのは、もちろん住民の方のさまざまな思いをどの

ように前向きなほうに持って行っていただくか、あるいは避難して帰ってこれない方に対して十分不安なんかを取り除くような活動ができるか、そういうふうなものではないかと思っております。

私自身、最初、個々の方々の要求を聞いてということばかり、一つは思っていたんですが、ただ、それでは少しそれより大きいレベルの、小さなコミュニティとしてのレジリエンスをどういうふうに、どういうのか、寛容するかと。その中で、やはり一番大事なのは、我々が相談員といったときに、どうしてもパイプ一本で個々につないでいくとか、上から下のほうにつないでいくというコンセプトはどうしてもあるのですが、そうじゃなくて、住民の方々が仲間でお話しになることによって、ある程度、個々の方々の要求の違いというもの、まとまる部分が、全てまとまるわけじゃないんですけど。だから、意見というのがだんだん集約されてくるというプロセスができてくるように思います。

だから、相談員のあり方というのは、コミュニティのレジリエンスをどのように強くするかというプロセスがそこに入ってもいい。ますます相談員に対する要求がヘテロになってくるということで、難しくはあると思いますが、それは地域地域によって全部対応のあり方は違うと思いますが、そのようなことを考えながら、相談員のシステムを全体で面倒見ていただければなというふうに思っております。

以上です。

○森本次長 ちょっと質問が先生からありましたので、桐生さんのほうから、少しコメントをいただけますか。

○桐生参事官 私のほうから、すみません。お答えする前に、制度設計という趣旨が、先生のほう、どういう視点のことを言われているのか、ちょっと確認させていただいてよろしいでしょうか。すみません。

○丹羽特命教授 私が去年の段階でこの制度設計みたいなことを考えていたのは、相談員の方というのは、必ず住民の方々と話して、その要求を聞くと。ただ、聞くだけじゃだめで、それをどこかへ持って上がって、必要ならばそれを政策としてもう一度落とし込むというプロセスが必要になる。そうすると、国なり、地方自治体なり、例えば、病院なりというふうな組織とつないで、それで必要な措置を何とかつくって、もう一度戻すというふうなことが必要になる。

そうすると、そういうふうな中で、相談員を考えたときに、相談員が丸腰でぽんと放り出されるんじゃないで、それきちっと、もちろんバックアップして、しかも、その意見が

どういうルートで、どういうふうに戻せばちゃんとしたものになって、もう一度住んでおられる方々のところへおりていくか。それを設計するのは非常に難しいなど、具体的には、おまえ何を考えてんだといった場合に、それは多分市町村の特定の窓口につなぐことであったり、先ほども申しましたように、どこかの病院の先生方をお願いすることであったりという細々したことになってくると思います。

ただ、それは全体をある程度見ながら、それをきちっとやれるようなシステムが欲しいなど、私自身は思っております。

○桐生参事官 ありがとうございます。

相談員の拠点の設計に当たってですね、基本的には原子力規制委員会の提言等にある内容に基づいてやっているところでございますけれども、そういった中で幾つか留意しながら考えてつくった、留意した点という視点になりますけれども、一つは、やはり相談員なり、避難された地域の人たちに寄り添う形、また利便性なども考えて、どこに設置したらいいか、また、どういう人が支援するスタッフになればいいかと、そういったことが一つあったというふうに考えております。

今回、特に避難解除される地域が田村市とか、比較的、南のほうの地域ということもあまして、設置場所については、いわき市ということに、最終的にはなったところもございます。

そして、そこのスタッフについて、相談員や、また市町村の職員と、それとの連携というのがやはり必要になってくるというふうに思っております。そういった中で、ニーズなども吸い取っていくというふうに考えております。

ただ、先生御指摘のように、実際に地元の抱える課題というのが放射線の問題だけじゃなく、生活再建の問題とか、いろいろ多岐にわたりますので、そのテーマテーマでまた関係する団体、国の機関とかも変わってきますので、そこをどういうふうにさばっていくかというのは、一つの課題なのかなというふうに思っております。

相談員ということでは、各市町村ごとの担当者を設けて、なるべく同じスタッフで現地与接するような形にして、その上で、そこである課題などについては、集約していくというふうなふうに考えているところでございます。

○丹羽特命教授 一つだけコメントですけれど、既に動いておるところでは、動いておまして、既にお話を聞く限りにおいては。その動きというのが、過去において私なんか考えていたより、よほど多様であるということも事実なので。そうすると、支援センター

的なものができて、そこのスタッフが非常に御苦労なさるんじゃないかと。というのは、その支援センターがどれほど支援できるかというふうな問題がたちまち出てきて、だから、非常に御苦労なさるので。逆に支援センターの方々を十分、本当にそのような御苦労に何とか対応できるようなことを考えなければならないかななんて思って聞いておりました。

だから、既にオンゴーイングのやつからまずは吸い取って、それから、だんだんまたオンゴーイングが起こってないところにシフトしていくというふうなやり方であれば、より実行力があり、実効的であり、機能するものになるかななんていうことを感じながら聞いておりましたが、単なる感想でございます。

○森本次長 それでは、引き続き春日先生、お願いいたします。

○春日部長 私が、最初の御説明を伺って幾つか質問をさせていただきたいというふうに思いました。

まず、これは去年のここの検討チームでの議論を踏まえて立ち上げ、具体化された事業ということで、去年の議論の中には、県内あるいは県外でも実際に避難されている方には、将来の考え方に対して非常に幅広いものがあると。例えば、避難をやめて、もとに帰りたいという方もいらっしゃるし、ずっと避難を続けたいという方もいらっしゃる、そういういろいろな元県民の方のお気持ちをそれぞれ尊重して対策を立てることが基本であるということで、私たちの取りまとめは始まっているわけです。

それに対応する形としまして、先ほど御説明をいただきました、将来この制度設計におきましては、相談員は帰還の選択をする住民だけではなくて、避難を継続する住民あるいは帰還の選択をしない住民にも対応することを想定されているという、そういう御説明をいただきました。

それに対して、資料2-1のほうで、環境省さんからの御説明にある資料では、これを帰還の選択をする住民を総合的に支援する仕組みというふうに書かれているので、その点、矛盾するのではないかとというふうにちょっとお聞きしましたので、その点について、まず確認をさせていただきたいと思います。

それから、また別の視点ですけれども、決してその自治体の職員だけではなくて、これまでさまざまな活動をされてきたNPOの方も含めていろいろな住民グループの方、あるいは支援に入っているような専門家の方の活動も、今後ですね、この相談員制度の中に盛り込んでいくというふうにもお聞きしたんですけれども、そういう理解でよろしいのかどうかです。

その場合、そうしますと、どこかの過程で既に動いている活動をこの相談員制度の中で認定のようなことが起こるのかどうか。そのプロセスを誰がどのように実際に動かして、相談員制度という中に実現化していくのか、そのあたりの具体的なプロセスがまだちょっとよくわからなかったので、自治体によってそういう見通しをお持ちのところがありましたら、教えていただきたいというふうに思います。

3番目ですが、個人線量データの扱いについて御質問が出たと思います。これについては、データはそもそも住民の方自身のものであるというのが基本だと思うんですけども、ただ、それを一人一人に返すだけではなくて、やっぱり自治体あるいは県あるいは国全体として把握することによって、集団としての県民にメリットがある形で情報がお返しできる、そういう面もあると思いますので。例えば、福島県がデータベースを構築していますので、そこにきちんと反映されるようなそういう見通しが立っているのかどうか、これが3点目の質問です。

最後ですけれども、私たち、この委員自身の役割として、今日ここに来るまでに少し考えてみました。星先生、丹羽先生と違って私は福島県民ではありませんし、一生懸命県民のためになるように尽力したいと思っても、それは実際に住んでいる方とは違うということとは、どうしても認めなければいけないというふうに思います。そうであれば、私たちとできることは何なんだろうと、また、別のことをやはり考えなければいけないというふうに思いました。

それで、先ほどから御説明にもありましたけれども、それぞれ違う自治体の間で、違う取組をされているということ、このようにですね、公開の場で、しかも、最初に中村先生もおっしゃいましたように、リアルタイムで見えていただけるような機会に、それぞれの自治体の積み重ねていらした実績や経験を共有していただくというのは、とても重要なことだと思うんですね。そういう場に私たちも何らかの形で継続的にお手伝いできれば、それは、私は委員の一人としては、とてもうれしいことだというふうに感じております。

以上、感想が最後に加わりましたけれども、質問に対して御説明いただくと大変ありがたいと思います。

○森本次長 ありがとうございます。

最初に相談員、拠点のところですかね。桐生さん、お願いいたします。

○桐生参事官 相談員の支援の拠点でございますけれども、対象については、先ほど参考の2-1にございましたように、帰還を選択する住民を総合的に支援する仕組みということで、

想定してつくっております。

○春日部長 すみません。そうしますと、制度設計に書いてあったような帰還を選択しない方々や、つまり避難を続けたい方々は、この制度を利用できないということになるのでしょうか。

○桐生参事官 そのこのところにつきましては、相談員の設計にもよるかというふうに思いますので、そこについては、そういう各市町村でどういうふうな設計されるかに応じてということになるかというふうに思っております。

○森本次長 二つ目の質問を。

○田村参事官 二つ目の御質問でございますけれども、いわゆる自治体職員さんだけではなくて、NPOの、といった既に動いていらっしゃる活動について、どういった、例えば認定とかいうお話がございましたけれども、まず御支援の形態としては、先ほど来申し上げましたけれど、NPOの活動なんかも含めてですね、具体的に申し上げましたら、交付金からの委託事業として活動をしっかり支えていくことは可能ですということになっております。

例えば、これまで活動されていた方が、また別な予算でやっていたらただのだけれども、この交付金を使いたいということであれば、それは何というんですかね、乗り替えとどうか、そういったものも可能です。

その場合、何か認定手続が必要かということでございますけれども、先ほど相談員の資格要件のところでも申し上げましたとおり、いわゆる何らかの資格を求めるとかそういったことは、この制度においては必要ないのではないかと、むしろ住民の方としっかり相談し合えるような、そういう関係性をですね、信頼関係というものをきちっと構築していただくということが、大前提にそういった方々を選ぶことが適切です。

それは強いて言えば、例えば、それを団体の活動においてもそういった関係性が構築できるということであれば、特に法的な国の認定とかですね、そういったところは必要ないというふうに考えてございます。

○春日部長 すみません。認定というのは、資格認定という意味ではなくて、交付金の対象とするような選考をどう行うかという、そういう意味での認定という言葉を使ってしまったんですが、そういう意味での質問でした。

○田村参事官 はい。今そのつもりでお答えしたつもりなのですが、いわゆるこの交付目的の相談員配置事業の目的にかなうところであれば、それが既存の団体さんで、そういった活動をしているということであれば、何かこの交付金に乗り替えるに当たって認

定が必要とかそういったことはございません。

○森本次長 もう一つ、御指摘にあった個人データの今後の扱いについて、何か今答えられることがございますか。

○桐生参事官 私のほうから御回答したいと思います。御指摘ありがとうございます。

個人線量計で測定したデータを個々人に返すだけではなくて、集団としてとられるということがございますけれども、それについて、若干バックグラウンドで、まず個人線量計の配布の事業についてですけれども、細かく言うと幾つかあるんですけど、大きく分けると二つ枠組みがありまして、一つは、福島県の交付金からの市町村への補助事業で個人線量計を配布している事業がございます。もう一つは、解除された地域に帰られる方、新しく住まわれる方に個人線量計を配布して、測定する事業がございます。そちらの latter については、県の交付金の事業ではなくて、環境省の事業としてやっております。

そういう二つ大きくございますけど、前者のほうの交付金の事業は、県から市町村への補助事業で、その中に福島県立医大の県民健康管理のデータベースに入れるということが、もともと制度設計されておまして、取り込みは今、始まったところというふうに聞いておりますけれども、そういう形で集約するというふうに理解しております。

後者の環境省の委託事業についても、説明と同意をさせていただいておりますけれども、その説明と同意の文書の中で、データベースについてはそういった医大のデータ、医大とか県民健康調査のデータベースに取り入れて活用するというのも含めての同意を得て進めているところでございます。

以上でございます。

○丹羽特命教授 ちょっとそれに関連して、質問いいですか。

○森本次長 どうぞ。

○丹羽特命教授 個人線量計は、単に線量データとして集めてという意味以上に、個々人の生活のそのさまがそこに反映されているという性質のものだと思います。それで、やはり慎重にというふうな面がすごくあるのは、一つは、実際出てきたデータ、普通の方が見ても何のこっちゃというようなものでわからんわけですよ。それ、だから全く意味を持ち得ない。

意味を持ち得るようにするためには、きちっとそういうふうな御経験のある方が一人一人に相對して、この線量の動きはこうだよというふうなことを説明して、それで、自分の生活の中でどの部分がどうなっているかということがそれで見えると。それで、自分自

身の立場がそれで見えるんですが、困ることは、そのような中でやはり同じコミュニティのほかの方より、例えば線量が高いというふうな状況が出てきた場合、やはり気になさることが当然出てきます。それをきちっとやはり専門家が対応しなければならないというふうな部分がございますので、単なる線量として上げてきて、集めてどう使うという議論では何というか、それでやってはいけない状況が多分一つ出てきます。

もう一つは、これは除染のクライテリアなんかには、これは当然できないのが、なぜかと言えば、同じ空間線量の中におられても、行動によって全部線量が変わってくるという厄介なことがございます。だから、基本的にジェネリックルールとして使うツールとしては、非常に具合の悪い面がある。それは、しかも配慮しなければならない部分でもあるということで、そのあたりの議論は、多分どこかでやっておく必要があるのではないかとこのように感じております。これは単なるコメントであります。

○森本次長 どうぞ。

○桐生参事官 コメントということですけど、御指摘ありがとうございます。

個人線量計について、今データを集団として捉えるという御質問が春日委員からあったので、そういうお答えをしましたがけれども、丹羽委員が御指摘のように、個々人にデータをお返しするときにも丁寧に説明したりするということが非常に重要だと思っております。そののところに付きましてはまず、二つあるといいましたけども、一つ目の交付金から市町村への補助事業のほうの事業につきましては、昨年度の補正予算で、そういう結果についても丁寧に答えするようなことが必要な対策の措置の分については、国からの交付金を上乘せする形で措置させていただいております。今、県のほうでも市町村と調整しているところというふうに聞いております。

解除された地域の線量計の環境省の事業でやる分についても、今そういった結果についても、丁寧に返していったって、理解を深めてもらうということをそういう前提での事業になっております。

また、先生の御指摘を踏まえて、より丁寧な説明に生かしていきたいと思っております。また、場合によっては、この相談員の支援拠点とかそういったところのノウハウも場合によっては活用することになるかというふうに思っております。

以上でございます。

○森本次長 ありがとうございます。

それでは、お持たせいたしました。明石先生お願いいたします。

○明石理事 放医研の明石でございます。

いろいろ幾つかの自治体の方々から実際取組について紹介していただいて、本当にいろんな形の対応があるんだ、つまりNPOの方にお世話になるとか、それから内容についてもかなり広い内容が出てきているということを伺いました。

そうすると、やはりこの拠点として行うべきことというのは、先ほどから意見が出ていますけども、いろいろな自治体から出てくる問題点が、他の自治体でも特にこんな問題点が出たんだということがわかるようにできること。

それから、もう一つは、やはり相談員の方たちが困ったとき、いろいろ困るということも訴えが出てきた時に、それに解決できるような方策を与えてあげられるような拠点をつくる。それから、もちろん人が足りない、それからなかなか人材が少ないという点については、相談を担えるような人たちを支援できる、つくるというよりも実際に当たっていらっしゃる自治体の方たちに、そこに参加できるようにしていただけるような体制というんですか、システムをつくっていくということになるのかなというふうに私自身は感じました。

例えば、線量計の問題にしても、確かに実際に住民の方にお配りになるとわかりにくい点とか、こういうときどうすればいいのとか多分いっぱい出てくると思うんですね。そこをこういう拠点になるところに聞いて見たら、じゃあその拠点が仲介になって専門機関に聞いて、じゃあこういうときは、こういうふうにすればいいんじゃないですかというようなことが、常に自治体の方々に還元できるようにするということが、恐らく、この拠点の役割でもあるし、もう既にスタートしている相談員の方たちにとっては、望まれることというのは、そういうことなのかなというふうに私自身は感じました。

以上です。

○森本次長 ありがとうございます。

それでは、自由に御議論いただきたいんですが、まず川俣から平城様、それから檜葉から玉根さんが来ていらっしゃいますので、何か御質問があれば、まず川俣の平城様からお願いいたします。

○平城氏（川俣町） 川俣町役場原子力災害対策課の平城と申します。よろしくお願いたします。

本日は、特にプレゼン等の準備はしてはいないんですけども、川俣町で今どういった相談員制度が使えるかということで考えているものをちょっとお話しさせていただいて、

皆様から御忌憚のない御意見等いただければと思っております。

若干、話、今までの中ですと、今回の相談員制度というのが、帰還する人、帰還しない人も含めた対応というような中身になっておりますが、町としましては、やっぱり帰還する環境をやっぱり整えなければ、帰還する、しないという判断はつかないと思っております。環境整備のために相談員活動が相談員の制度が活用できないかと思っております。

その中で、特に川俣町につきましては、山木屋地区というほとんど農村地帯です。お住まいの方がほとんど農業を営んでする方がほとんどですので、農業の再生というのがやっぱり必要となってまいります。

今、住宅除染、並びに農地除染も含めて対応しているところですが、やはりそちらのほうを考えていくということで、営農再開に向けた動きを町としても進めておるところです。

例えば、除染が終わった後の農地にですね、そのまま放置しておれば、当然そのまま雑草が生えて農地としては荒れ地になってしまう。そういったものを組合をつくったりしながら除草、わかりやすく言ってしまうと除草なんですけども、除草をしながら農地を管理をしていくと。後は、鳥獣対策として、電気柵を設けて農地が荒れないようにする対策を今やっているところでございます。

そういった中で、やはり、ただ全員がやっぱり帰るわけではないので、まず積極的に農地を管理していくという施策をする上で、全員が当然できるわけじゃなくて、当然、高齢化が進んでおりますから、今若い方々が、40代中心の方なんですけども、再生受託組合というものを立ち上げております。自分で農地が管理できないという方の農地を肩がわりして、自分で集めて、そしてそれを一括して農地を保全していこうという動きがあります。

そのとき、やっぱりやっていただく方々は当然まだ少人数です。10人、5、6人の体制なんです。そういった中において、例えば相談員の方々に御協力をいただいて、農家の方々の御意見・要望、さまざまな意見を伺うということができないかと思っております。そういったものができれば、そういったものの情報を集めて、その受託組合があらゆる対応をとっていければなど、ちょっと今考えています。これについては復興庁ともいろいろ話しながら、できるのかどうかも含めてちょっと相談してまいりたいなと思っております。

対応される方としては、当然これは農協OBとか、そういった営農指導をされてきた方々が、やっぱり適任ではないかなと今思っているところです。

また、それにあわせて、実はこれはあまりよくないことなんですけども、5月に直轄除染区域の山木屋地区で、仮置き場を造成している段階で火災が起きました。避難されている住民

の方々が、除染は大丈夫なのかという御心配のお声も聞いております。そういった仮置き場並びに除染状況の監視というのも、相談員制の中で組み込めないかなど。

実は、非直轄地域といわれる避難区域以外のところにつきましては、監視員というのは町のほうで設けておりますが、非直轄除染につきましては、国のほうで主導してやっておりますので特に設けておりませんでした。住民の方々にどうでしょうかという御相談したところ、避難しているところにわざわざ行くのかというふうなお叱りを受けたところもありましたので、だから相談員の方というわけでもないんですが、そういったことも含めてやっていただいて、その状況を避難されている方々に御報告させていただいて、どういった問題があるか住民の方の意見もどんどん取り入れて、帰還のための準備のさまざまな意見というふうに活用できないかなど思っている次第です。

あと、ほかにつきましては、例えば、線量計につきましても、実は昨年冬に、避難区域の皆様には積算線量計は全員に配布しております。今年の秋に回収しまして、データ等を御本人様方にお渡しする予定でございますが、そのデータをどのように活用するかということについては、まだ検討中の段階です。といいますのも、これはシビアな話です。裁判をされている方がおります。これはどこの地区も同じです。そういった線量計のデータが帰還を促進されるデータに使われては困るというような方も事実あります。

そういった方々ときちんと話し合いをした上で、公表すべきデータなのかなど。非常にこれはナーバスな問題で、すごく我々としてもどっちを立てるか、町としてはやっぱり地区を再生したい、復興したいという思いがありますので、できれば公表してどういった状況であるかというのは、周知するべきではないかなど思っている次第です。

以上です。

○森本次長 ありがとうございます。

支援チームで何かコメントできますか。

○田村参事官 ありがとうございます。

ただいまの御検討中ということで御提案いただいたこと、例えば、営農再開に向けた農地の還元とかそういったもの、農地の管理ですか、そういったものにつきまして、色々さまざまな組合さんなんかを使いながら、相談員という形で住民の方々の御意見を伺う。これ非常に、いわゆる特に線量の高い区域であれば、なお放射線に対する不安というのが高かろうと思います。そういった意味においては、住民の方々の不安を聞き取っていくということは、この相談員制度に十分なじむものではないかというふうに私は思います。

それから、仮置き場の火災につきましても、非常に、例えば放射性物質の飛散であるとか、そういったことに非常に御心配されていらっしゃる住民の方々も大勢いらっしゃると思います。そういった方々に見守りを通じて住民の方々に情報を還元するというのも非常に相談員制度に合致するものではないかというふうに今お話を伺いまして感じました。

ぜひとも具体論で色々と支援チームに御相談いただきながら、よりよい取組をお互いに、一緒にやっていくということを御検討いただくとありがたいと思いますので、何とぞよろしくお願いたします。

それから、線量計データにつきましては、非常にナーバスということは私どもも、先ほど丹羽先生からもお話がありましたとおり、個人情報に近い部分がございます。そういった取り扱いについては、たとえ集団という形になろうとも、細心の注意を払って扱っていくということが必要だろうなというふうに考えてございます。

以上です。

○森本次長 ありがとうございます。

引き続き、すみません。檜葉の玉根様、よろしくお願いたします。

○玉根氏（檜葉町） 檜葉町の玉根です。

私は、専門は保健師ですので、住民と身近に接している中で、今感じていることと、この相談員制度についてちょっと考えていることを、また、あと今日の感想を述べさせていただきますと思います。特に質問はないので、その辺について。

檜葉町は、全町今避難している状況で、全員帰還という線量がさほど高くないものから、帰還困難な地域もありませんので、一律帰還ができる地域ということで、今、復興に向けて進められています。

もう既に3年も過ぎていますので、もう当然、県外に落ちつく方、それから今、県内でも居住しているところに落ちつく方、帰るかどうかわかっている方、帰るといって大きく分けると三つに分かれているのかなと。

それぞれの立場の方々について、今後、支援していかなくちゃならないと思うんですけども、相談というと、どちらかというと相手が、住民の方が相談に来るというイメージがやっぱり強くて、でもそういう方よりもむしろ来れない、どういうことを不安に思っているのか、悩んでいる、そういう人たちに手を差し伸べなくちゃならないのかなと私は常々思っていますので、やはりより積極的にこちらから出向いていくという、そういうあり方のほうが、むしろ住民にとってはいいのかなとは思っています。

それと、もう一つは、当初、帰還に向けての放射線に関する相談員という私も理解をしていたので、ただ、それがもうちょっと暮らしというもっと幅広い個人に合った多岐にわたる相談を扱うとなると、なかなか難しいというのはあるんですけども、実際そこをしていかないと、今後、仮設から、うちは1,000以上の仮設がありますから、それを自立に向けていくのには、かなり丁寧な支援が必要なのかなというところがあります。

ですので、全体的な暮らしまで見ていくとなると、今あるいろいろな制度というか、ほかにもたくさんあると思うんですけども、それをどう何というんですかね、一元化していくというか、相談員制度がのみ込むのか、それとも相談員制度は、また別の役割を持つのか、ちょっとその辺が今ちょっとわからなくなっているというか。放射線に関してだったら、ある程度よりそういう相談員というところでわかりやすかったんですけど、もっと広くとなると、ちょっとそこをもう一度総合的にいろいろな課との調整が必要になってきたりするんで、町としてどんなふうに置くのかというところをもう一度考えなきゃならないんじゃないかと今感じてます。

実際は、そういうところに幅広く利用できる制度というところで使えるというのは、すごく魅力的なので、帰りましたらもう一度、庁舎内で検討していきたいなと今感じております。

○森本次長 ありがとうございます。

もう皆さん、手を挙げていただければと思います。

どうぞ。

○半澤氏（伊達市） やはりこういうところに来て、いろんなお話をするのはすごく有意義だなというふうに感じます。特に、星先生とかのいつも話を聞きますと、本当に触発されましてですね、我々国の方で縦割りだとかと言ってるんですけど、こっちも市町村割りじゃないかと、そういうふうに言っていただいて、非常に心強いというふうに感じます。我々もどういう人たちをこの相談員制度で拾っていくのか、今、檜葉のほうでもお話があったように、どういう制度設計なのかということなんですね。

ただ、相談員さんはスーパーマンではないですから、スーパーマンでその人に解決してもらおうということではないので、どういうところをやっていただけるかということが、やっぱり大切なんじゃないか、最初からハードルを上げて解決していただくということではないような気がするんですね。

ですから、そういったところを注意しながら取り組んでいくということと、もう一つは、

川俣のほうからの話を聞いて特に思ったんですが、地方、山間部なんかではもう高齢化して行って、そういうふうになっていくというのは、別に原子力災害があってもなくても同じなんですよね。ですから、そういった面での相談ということがあると思いますので、そういった点にも本当に注意していかなくちゃいけないんじゃないかなというふうに感じますよね。ですから、最初から本当にかちかちと、先ほども言いましたけど、制度をつくっちゃってやるというよりも、もうちょっと柔軟にやっていけるということが大切だと思います。

あとは、これは絶対言いたいと思うんですけど、先ほども言いましたが、どうも県の姿が見えないということがあります。先ほども県のデータベースのほうに個人線量計がというんですけど、どうも疑ってしまいまして、それは大丈夫かなという感じがしないではありません。

ですから、我々がやっているところをつなぐのにも、県の体制といいますか、整備というのが必要なんだと思うんですね。ですから、こういったところにも県のほうで来ていただくということも必要だと思います。

この辺は難しいところなんですけど、県が間に入るのがいいのか悪いのかは、また別問題としまして、いろんなところが複雑にあるんですけども、そんなことで連携をとりながらやっていきたいなと改めて思いました。

○星理事長 本当に県の問題はいろいろあるんでしょうけども、ちょっとそれは置いてきまして、やっぱり気になるのは、市町村の壁というのはやっぱり気になります。

それで、例えば会津は対象じゃありませんよと言うとですね、会津に避難している檜葉町の人どうするんですか、檜葉の人がね、出かけていくんですかと。そうなると違うんじゃないのという気はしています。これは解決できてない問題だと。それは一生懸命やっているのはわかっていますよ。しかし、全てのところにアクセスできているわけじゃないという事実は事実として認めるべきだなと思っているんですね。

ですから、例えば、会津若松に幾つもの市町村の人たちが避難している。じゃあこれに対する対応を、じゃあ会津若松市がやるのか、そうすると、この制度には乗りませんねというような話になるのは、そういうことでいいのかな。

ですから、前々から私、二重市町村籍の話をしていて、仮にですね、例えば、両方に住民登録ができる。これは自治省はうんと言わないでしょうけどもというような仕組みで、地元での住民サービスも一方で受けられるというようなことも含めてね、やっぱり今避難

をしていらっしゃる方々へのアクセスをきちんとするというのが、帰還をするかどうかは別として、先ほど環境整備だという話がありましたから、私は、やっぱりそういうことにもっともっとコンシャスであるべきだというのが一つです。

それから、何とかセンターについていうと、誰の環境省がというんですけど、多分またここでも県の影が見えなくてですね、本当は広域市町村にまたがることなので、あるいは全県下、場合によっては関連する話ですから、県が知りませんよという話では、きっとないはずですよ。誰が金を出しているとかという問題ではなくて、このセンターの開所式に県の誰か、担当者が出たかどうかは不明ですけども、やっぱりそういうところ一つとってもね、やっぱりまだまだ壁が取り払われていないなというふうに思うのが2点目です。

それから、三つ目は、柔軟性がある、個別性がある、ヘテロだ、これはいいんですけど、そのときに、住んでいる市町村によって受けられるサービスが違ったりとか、あるいはもちろん環境が違いますよね。帰れる帰れないとか、いろんな線量が高いとか低い、いろいろありますけども、そういうことでいいのかなというのも思います。

それは、もちろん柔軟性を否定するつもりはありませんけれども、全く何といたしますか、あまり興味を持たずに、いや自分たちの方式でやるんだというようなことで、せっかくのこういうチャンスを逃してしまうということが、もしあるとすれば、そこに住んでいる住民はかわいそうだなというふうに思わざるを得ないですよ。

ですから、柔軟性ということと、放置していいというのを混同しないようにですね、ですから、その辺りもそれをあれやれという、それはまたエーッということになりますし、何でもいいよという、今度は何もしなくてもいいのということになるのも変な話ですから、やっぱりその辺の情報交換、つまりあの町ではこういうことをやってるよとか、この村ではこういうことをしているよと、これはこういう成果が上がっているよというようなこと、多分、支援センターは困ったときに聞いてねじゃなくて、多分、出かけていかなきゃいけない、ここそね。そして、こんなことやってるよとかというようなことが広く知れるような、そういう活動を私はこの何とかセンターにとっても期待したいというふうに思っていますので。

大臣じゃなくて、このときは政務官ですかね、政務官が来て地元の話の話を聞きましたというぐらいのニュースで、これ第1話で終わってないですね。こういうのをどんどん町の担当者などが、どんどんいろんな意見を相互にやりとりできるような、そんなものに成長させていっていただきたいなと私は感じました。

○井上参事官 ありがとうございます。

星先生が2回にわたっておっしゃいました、市町村の壁というかですね、避難をされている方々の避難先によって漏れてしまうような方がいないようにしていくというのは、もともとの検討チームでも、中村先生はじめ、非常に強い問題意識だったと思っております。

僕らは相談員制度をつくっていく上で、もちろん今日の伊達市、福島市さんのような暮らしながらやっておられるところも大事ですし、同時に、檜葉町のように全町避難を余儀なくされているところというのも大事だと、色々それぞれ状況があるわけですが、まず、いわゆる原発被災12市町村ですか、周辺のところについては財政当局との関係でも、そこから例えば大熊町は会津若松に避難しておられますけれども、そういう方々に対するケアをこの相談員制度で、例えば大熊町がやっていくことを支援するということは、当然対象になっておりますので、その12市町村の方々がどこにしようとそれをケアしていくという形では、制度としては対応ができると思います。

ただ、おっしゃるとおり、実際にそれがどうできるのだろうかというところが一番大変で、もともとあそこの地域にあれだけの人数でやっていたのが、いろんなところに出てきたので、もともと田村さんじゃないですけど、保健師の方々が今まで見れていた環境と全く違って、これ檜葉だけじゃなくて、飯館でもどこでもみんなそうなんですよね。だから、それはちょっと一朝一夕にできるものだとは思っていませんけれども、むしろ皆さんが集まっていないようなところにも逃げておられるようなところとか、地理的な距離が遠いようなところについてどうしていくかというのは、改めて、よく地元とも御相談していきたいと思います。

それから、被災12市町村以外については、やっぱり我々の目も十分行き届いていない部分があるなど、今日の会合でも思ひまして、玉根さんもおっしゃっておられましたが、いろんな制度が恐らく国の中にもあってですね、見れてるもの、見れてないものというのがあると思いますので、少しお時間をいただいて、我々、復興庁とか色々なところにも御相談して、どういう制度で、どういう方々をケアしているのかというのをもう一回整理して、穴がないかどうかというのを調べてみたいし、穴があるようだったら対応を考えていきたいというふうに思いました。

それから、最後に星先生おっしゃった、よい自治体の取組をといるところが、やっぱり実は僕らにとっても悩みでして、それは何というのですかね、すごく今日も来られておられる方々のように、いろんなアイデアがあって、現場感があってというところはどんどん

アイデアが出てきて、いろんなサービスがこれから相談員制度で生まれていくのだと思うのですが、逆に、他が悪いというわけじゃなくて、やることが他にもいっぱいあり過ぎてですね、とてもとても職員だけで対応し切れないというところもいっぱいあって。そうしていくと、やっぱり諸先生方もおっしゃっていましたが、いい取組を横展開していくような枠組みがないといかんなど。それは我々制度を運用していく中でできる限りそれをやっていくつもりなのですけれど、どうしてもちょっと心配なのは、僕が見ていいとか、あなたが見ていいというところが本当なのかがよくわからないというところもありますので、やや第三者的な視点でそういうものを見ていただけるというのは、大変ありがたい部分なのだろうと思います。

これは県庁なのかもしれませんし、どこがやるかはよくわからない部分はあるのですけれど、僕らは一生懸命やりますが、どうしても自分たちの客観性とか、こうなりがちなところというのをどう御指導いただけるのかというところは、やっぱりシステムとして考えていく必要があるだろうというふうに思っています。

以上です。

○丹羽特命教授 今おっしゃったことで、二つほど。一つは、どういうふうがいいのをピックアップしていくか、それで3年たっても、逆にNPO的なところでやっているところは、疲れがたまっているというような部分があります。

やはりそういうふうな井上さんが見ていいと思えるのは、御縁でそのようなふうに見えたわけですから、大いにピックアップしていただいたらいいのではないかなと。でないと、それを公平に評価する以前に、成功事例をつくることのほうがよほど大切ではないかなと思っております。

それと二つ目は、ちょっとこれひっかかったんですけど、自分たちが相談員制度をつくっていくという、それはもちろん絶対必要なんですけど、そこで、ひょっとして環境省さんときちっとすり合わせしながら、そういうところが動いているかなんてというのは、ちょっと気になったのですけれど、だから支援センターに関してちょっと気になっていたのは、それはどれほどの全体の中での位置づけを相互に確認してスタートしたかがちょっと見えなかった。だから、私、驚いたというわけですね。4月にこれがもう動き出したというのを聞いて。そのあたりの連携、省庁間の連携についてコメントをいただければ、お話を聞かせていただければ非常にありがたいんです。

こちらも何か。

○春日部長　まとめて。

○森本次長　まとめてでいいということで。

○春日部長　はい。私も同じことを今疑問に感じまして、やはり自治体を超えた情報共有、また事業を超えた、あるいは既存の制度を超えたですね、また、それを含む情報共有が必要だということを強く感じるとともに、今日の話の中では、なぜかよくわからなかった、支援センター拠点というところの位置づけや役割と、あと国の役割との分担ですね、そういうところについて、今日もこれから御説明いただければそれは結構ですけれども、もう少し煮詰めた段階で、また改めて詳しく経過も含めて御説明をいただく機会があればありがたいなというふうに思いました。

○井上参事官　省庁の連携については、恐らく、私どもの尽力が足りていない部分もあるかと思っております。相談員制度自体は、今日お出ししているようなペーパーについては、もちろん環境省さんだけでなく、関係省庁と議論をしてきた結果として本日お示ししていますけれども、実際問題として、どこまで課題を共有できていて、やれていくかというのは、私自身の問題として他省庁さんに対して大変申し訳ないなと思っています。

それと、さらに言うと、これからがより一層、先生方の御指摘どおり、難しい局面でございまして、実は、先生方の検討チームからいただいている宿題がもう1個ございまして、それはロードマップをつくれという御指摘をいただいているので、我々もこれを一生懸命取り組もうとしておりますが、まだでき上がっておりません。

それは相談員制度も含めていろんな課題があるので、国から押しつけるのではなくて、一緒に話し合って作っていきこうというプロセスをやっているのですが、やっぱりこのロードマップを作るにせよ、相談員制度の御相談をするにせよ、非常に個別具体のいろんな課題があるものですから、これから具体化をますますしていくと、もうでき上がっていて後は進めるだけだという自治体さんも一杯おられるのですが、そうでないところについて言うと、これから多分より大事になってくると。

そうすると、そういうところについては、より一層、環境省さんと我々の連携も必要になってきたり、現場で相談員の方がセンターに頼る比重が重くなったりしてくると思いますので、先ほど明石先生がおっしゃっていただいたような機能をセンターが果たしていただけるように我々も御協力させていただきたいと思っておりますし、よく個別個別でもうちょっと御相談しながら進めていったほうがいいのだろうなというのを、今日すみません、お話を聞いていて思いました。

以上です。

○笠原氏（福島市） すみません。時間が押しているところで申し訳ないんですが、先ほど星先生のほうから話ありました住民登録の問題なんですけど、私の資料づくりもうまくなかったんですが、ホールボディカウンタによるこの内部被ばく検査については、23年3月12日現在の29万2,240名を対象に実施していたんですが、福島市に住所を置いて他市町村、他県のほうに避難している方についても、検査を24年度進めましたし、あと県内の広域避難者の方、浜のほうから福島市に避難されている方についても、福島市に住んでいると、居住しているということで検査も実施してございます。

私のちょっとこの資料づくりがですね、23年3月12日現在ということでつくっていただいたので、それ以外の方もフォローしてはおります。また、ガラスバッチについても、もとの市町村さんに確認しながら、その市町村さんで実施する場合は、そちらでやっていただいて、うちのほうではやらないよ、福島市さんでお願いねという場合は、福島市のほうで対応して実施してございます。

また、先ほどから話題になっています個人データですが、福島市の場合も、内部被ばく検査、ガラスバッチによる外部被ばく検査、個人積算線量計の貸し出しによる、これは1週間単位なんですけど、申請があれば、要望があれば再延長も可ということで実施しているんですが、このデータについては昨年12月に市独自にデータベース化しているところでございます。

生活習慣病を改善する部署はまた別の部署があるんですけど、そちらとの連携が図れるようなシステムですので、うちのほうの内部線量被ばく、外部線量被ばくのデータを保健師さんの地域での生活習慣改善に生かせるような形でデータベース化を行っているところでございます。

○半澤氏（伊達市） いろんなことを聞いていて、委員の皆さんも現場といいますか、個々わからない面が多々あるかと思うんですね。相談員というのをつくって、相談員さんを苦情処理とか、相談の処理というふうになったら一番最悪だと思うんですね。

相談員さんが、例えば、職員でないというところのメリットというのがあると思うんですね。例えば、我々職員がガラスバッチでやるから個人積算線量計とか何かを最初に持っていきますと、いぶかるといいますかね、警戒するといいますかね、そういったことが逆にある場合もあるんですよ。ところが相談員さんが気心知れていて、俺もやるからおまえもやれよということになれば、じゃあやろうかなということがあるんですよ。だから、そ

ういった点でうまく活用されればいいということ。

あと、それから今復興庁のほうからもありましたけれども、どうも行政のほうで制度設計をすると、これ帰らせるためにやる何かたくらみがあるぞと思われがちなんですよね。今来てませんから言いますけど、マスコミさんはそういうところを狙っていて、そういうところを書きたくなるんですけれども、そうではない部分はあるんですよね。

だから、そういったところで、逆に行政の職員だから受け入れてもらえるところもあるんですよ。逆に。ここのところがうまくマッチングしていけばいいんじゃないかなと僕は思っているんですよ。我々職員ができるところもありますけれども、職員だからこそこできないところもあるんですね。逆もしかりなんです。ですから、そういったところを補完し合えるような、そういった制度にしていっていただければ、いい面が出てくるんじゃないかなというふうに思っているんですね。

ですから、この何だかんだが悪いということじゃなくて、ポジティブに考えていけば、いい制度にしていましようやということで、こんなまとめちゃっていいんですかね。そんなことになればいいんじゃないかというふうに思って、まだ話を詰めていっていいかなというふうに思いました。

○森本次長 最後に支援チームから、今の半澤さんにもうまとめていただいたんですけども、そちらのほうからも受け止めていただくのをお願いいたします。

○田村参事官 非常に貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日いただいた御意見等々につきましては、本日、御説明させていただきました制度設計案のほうに反映を考えていきたいと思っております。

それで色々と、半澤さんからも御指摘ありましたとおり、この相談員制度、どうしても相談員というと、何か固定概念的にとられる方が多いのですけれども、私どもとしましても、いわゆる住民の不安を聞き取り、それをしっかりお答えするとかですね、そういったところでの相談ということで、実際の現場においてはバリエーションが非常にたくさんあるのだと思います。そういった自治体さんからのアイデアなんかも色々よくお聞きしながら、今後よい制度をですね、自治体の方々と一緒に作っていきたいというふうに思っております。

本日は、誠にありがとうございました。

○森本次長 ありがとうございました。

森口先生からも相談員制度について、地元自治体や住民の声を幅広く聞いてやってほし

いというお話もございましたので、それも受け止めていただければと思います。

最後、よろしゅうございますか。

中村委員から一言お願いいたします。

○中村委員 長時間ちょっと時間を越しておりますので、閉めの挨拶も兼ねてコメントをさせていただきます。

最初、このお話を受けましたときに、支援チームの方々が、この参考1にありますような資料を持っていらっしゃいました。そのときに率直に申し上げて、何でもまた上から目線なんだろーという感じがちょっといたしました。

そうではなくて、この検討チームでは、相談員制度という制度という、いわゆるモールのようなものをつくって、そこにいろんなお店を開いていただく、そのお店のうちの一つが放射線に対するものでしょうけれども、それ以外についても相談の窓口としていろんなものがある。そのモールに来ていただくためにどのようなパンフレットをつくったらいいか、あるいは相談員を勧誘するのにどのような、いわゆるサービス業務として答えて、そのパンフレットをどういうふうにつくったらいいかということの視線で書いてみたらどうかということで、参考1にあるような制度設計という文書ができ上がりました。

恐らく、これは私が見る限りでは、恐ろしく行政的な文書ではなく、かなり心のこもった文書だとは思っています。けども、それとても、まだまだ十分でないことがよくわかってましたので、今日、今回こういう形で各市町村の方々に来ていただいたわけです。

これは原子力規制委員会というのは、こういうような透明の立場でお話をすることによって、顔を出さなくても不安を共有する。ああ、あそこの自治体も同じような問題を抱えているんだな、あの人もああいうような不安を抱えているんだろーなということを共有していくための立場でもあります。

ですから、これを持って帰って、あそこのところをこっそり取り入れてもらおうとか、あそこのところはこっそりと自分たちでも受けてみようというふうにお考えになるのも一つの手だと思います。逆に、ここでお話をした中で、失敗例といったようなものもあるかもしれません。こうやったらうまくいかなかったというものもあるかもしれません。それはそれとして、取り入れないで、あるいは改善して、それぞれの市町村が取り入れていかればいいんだと思います。

相談は、恐らく、明石先生も私も同じようにこの災害が起こった後に非常に多くの相談をホットラインあるいは電話で受けました。相談の内容というのは、恐ろしく最初から時

期を追うによって変わってきています。多分、最初のころは放射線に対する漠然としたおそれ、それから先は恐らく、ほとんどが自分たちがいつ戻れるだろうか、いつ戻ってどういう生活をしていこうか、あるいは今度は放射線のことは全く関係ない相談を受けるようなこともあります。

相談の内容というのは、非常に多岐にわたっています。それに対して一つ一つお答えをする、その答えというのも必ずしも10分や20分で答えが出てくるものではありません。電話相談を受けたときに、お答えが60分にも、またそれでも納得してもらえない方々も何人もいらっしゃいました。

言いかえると、相談員というのはかなり過酷な仕事なんです。そういうことに答えていくというのはかなり過酷な仕事です。でも、それでもこの事故が起こって、皆さんがもとの生活に戻る。あるいは一つの人生として決めていく上では、必ず受けてあげなければならぬ仕事だと思っています。

これはサービス業務ですけれども、実際にはこれから先もどんどん続いていく形のもので、私たち規制委員会は、放射線に関してということでは、もちろんいろんな形で職務を担っていますけれども、それ以上に福島はこの事故に対しての責任とか、ミッションといったようなものも背負っていくつもりです。ですから、こういう機会が、もし皆さんのお役に立つのであれば、幾らでも場は提供いたします。それによって、皆さんの不安が解消することができるのであれば。

不安を解消するためには、まず同じ不安を持っているということが共有できなければならぬと思います。その次に、それに対する答えは、恐らくこういう公開の場ではなく、個人的なものもありますから、一つの個室あるいは皆さんが見えないところで答えを出していくものかもしれません。そういうときには、この場ではないような形でまた場所も提供できると思います。

私たちは、原子力規制委員会としては、こういう形で皆さんと一緒にやっていくというスタンスはとりません。それぞれの市町村の方々が独立してやっていく、復興していくというところを下支えをするだけです。

しかし、ここにありますように、帰還に向けた安全・安心対策、復興という中に「放射線」という文字はありません。全体的に帰還に向けて、あるいは安心、安心ではなくて不安を取り除くためにはどんな形でも支援をしていく、独立をしていただけるために復興に向けて、そして、さらには加速させるためにいろんな力を、もし私たちができることであ

れば、規制委員会として支援を底支えをさせていただきたいと思います。

今回は、まだ序の口ではありますが、やっと相談員の制度が少し、少しだけ前に進んだ感じはします。でも私も含めて、年をいっている人間というのは、1年が若い人の1年よりもずっと早く過ぎます。もっと早くもっと加速してほしいという気持ちはいっぱいですので、できるだけ早く、できるだけ着実に、前に進んでいくようお願いをしたいと思います。

私たちはその不安がなくなるまで、相談員制度なんて何だったっけと言われるまで支援を続けたいと思いますし、ここにいらっしゃる先生方にも御支援をお願いしたいと思います。

今日はちょっと時間が長くなってしまいましたけども、いろんな方に参加していただいて、貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

○森本次長 どうもありがとうございました。

それでは、本当に長時間にわたりまして、ありがとうございました。

これでこの会を終了させていただきます。ありがとうございました。